

平成 25 年 2 月 5 日

法制審議会 民法（債権関係）部会 御中

大阪弁護士会 民法改正問題特別委員会 有志

辰野久夫 島川 勝 小池康弘 田仲美穂  
橋田 浩 稲田正毅 赫 高規 山形康郎林  
邦彦 石川直基 井上圭吾 松井良太 中祖康  
智 葉袋真司 山本健司 新宅正人  
辻村和彦 橋本芳則 高尾慎一郎 阪上武仁  
福井俊一

## 消費貸借において取り上げなかった論点についての意見

### 1 意見の趣旨

民法（債権関係）部会資料 5 7 「第 2 消費貸借」において、下記取り上げなかった論点を、今後も論点として取り上げるべきである。

#### 記

部会資料 4 4 第 2 , 1 (3)ウ(1)「事業者の消費者に対する融資の場合の借主の解除権」[ 3 2 頁 ]

部会資料 4 4 第 2 , 4 (2)イ「事業者の消費者に対する融資の場合の免責」[ 4 0 頁 ]

部会資料 4 4 第 2 , 7 「抗弁の接続」[ 4 4 頁 ]

### 2 意見の理由

#### ( 1 ) 消費者保護規定の民法導入の必要性

経済社会が高度に複雑化している現代社会においては、当事者間の情報力、交渉力の格差が増大し、消費者を保護する必要性は増すばかりであり、特別法による保護のほか、市民法律関係の基本法である民法にも消費者保護規定を導入することは時代の要請に合致したものといえる。

それゆえ、今般の民法（債権関係）部会の審議で、つねに、消費者保護規定の導入が検討されてきたことも、当然の流れであった。

しかるに、今回の民法（債権関係）部会資料 5 7 においては、消費者保護の特則規定についての論点を取り上げないとの対応をとっている。これは、明らかに、時代の要請に沿うものではなく、方向性として不適切であるとい

える。

とくに、抗弁の接続規定の民法導入は、割賦販売法の抗弁接続規定の潜脱的手法として消費貸借が利用されてきた経緯から見て、きわめて重要であり、論点として取り上げないことは不適切である。

## (2) 新たな立法提案とのアンバランス

今回の民法（債権関係）改正審議では、消費貸借を諾成契約とする提案をする一方で、そのことによる消費者への弊害を考慮して、「事業者の消費者に対する融資の場合の借主の解除権（ここでは解除の場合の損害賠償の否定を含意していると理解される。）」の提案をし、また、期限の定めのある消費貸借の期限前弁済を認めるとともに、貸主に生じた損害賠償を認めるとの提案をする一方で、そのことによる消費者への弊害を考慮して、「事業者の消費者に対する融資の場合の免責」の提案がなされるというように、新たな立法提案には、セットで消費者特則の提案をすることによって、バランスをとっていったといえる。

しかしながら、今回の民法（債権関係）部会資料57においては、新たな立法提案のみが論点として取り上げられ、そのカウンターバランスとして提案されていた消費者特則が論点として取り上げられないというアンバランスな状況となっている。

これは、明らかに不適切である。

## (3) 事業者・消費者概念との関係

今回の民法（債権関係）部会資料57では、事業者・消費者概念の導入の論点も取り上げられておらず、そのことにより、消費者特則を論点として取り上げなかったとも思われる。

しかしながら、民法では、これまで基本概念が必ずしも明確に定義されずに規定され、解釈によって、法適用がされてきたものである。従って、仮に消費者概念の定義付けがされなかったとしても、民法に消費者特則を規定することの障害となるものではないと考えられる。

## (4) 結論

以上のとおり、消費貸借における消費者特則を論点として取り上げないことは不適切であり、今後の民法（債権関係）改正審議においても、取り上げるべきである。

以上